

路外駐車場設置届チェックシート

 駐車場名

 会社名 記入者

提出書類		部数	チェック
設置届出書		2部	
駐車施設等の概要		3部	
地形図(駐車場の位置を記載したもの)1/10,000以上			
平面図(平面式の場合)1/200以上			
建築物の場合	平面図(各階)1/200以上	2部	
	立面図(2面以上)1/200以上		
	断面図(2面以上)1/200以上		
	建築確認通知書の写		
	建築検査済証の写		
機械式駐車装置を用いる場合(ターンテーブルを除く)大臣認定書の写			
管理規程届			
業務(管理)委託契約書の写(委託する場合のみ)			
特定路外	特定路外駐車場設置届出書→駐車場法の届出と同時であれば第2号様式添付で可	2部	
	地形図(1/10,000以上)→駐車場法の届出と同時であれば不要		
	平面図(1/200以上)→車いすスペース、移動等円滑化経路その他主要施設を表示 駐車場法の届出と同時であれば、路外駐車場設置届に添付で可		

根拠法令	構造及び設備の基準	チェック																		
(出入口)	出口から前面道路上の通行者の存在を確認できる構造	※樹木等視界の障害になる物																		
	出入口には、一時停止線、一時停止の標板又は標識、一方通行等の場合は指定進行方向指示標板等を設置すること	※																		
出入口 施行令第7条	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">道路 交通法 (第4 4条)</td> <td>交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂</td> <td rowspan="9" style="text-align: center;">に設けてはならない</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>トンネル(国土交通大臣が認めるものを除く)</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>交差点の側端又は道路の曲り角から5m以内の部分(国土交通大臣が認めるものを除く)</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ5m以内の部分</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>軌道車の停留所又はバス停から前後に10m以内の部分</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>その他公安委員会が指定した場所</td> <td>※</td> </tr> </table>	道路 交通法 (第4 4条)	交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂	に設けてはならない	※	トンネル(国土交通大臣が認めるものを除く)	※	交差点の側端又は道路の曲り角から5m以内の部分(国土交通大臣が認めるものを除く)	※	横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ5m以内の部分	※	安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分	※	軌道車の停留所又はバス停から前後に10m以内の部分	※	踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分	※	その他公安委員会が指定した場所	※	
	道路 交通法 (第4 4条)		交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂		に設けてはならない	※														
			トンネル(国土交通大臣が認めるものを除く)			※														
			交差点の側端又は道路の曲り角から5m以内の部分(国土交通大臣が認めるものを除く)			※														
			横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ5m以内の部分			※														
			安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分			※														
			軌道車の停留所又はバス停から前後に10m以内の部分			※														
			踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分			※														
		その他公安委員会が指定した場所	※																	
横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から5m以内の道路の部分		※																		
幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は、児童館の出入口から20m以内の部分 (当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む)		※																		

出入口 施行令第7条	橋(国土交通大臣が認めるものを除く)(陸橋の下、トンネル)に設けてはならない		※
	幅員6m未満の道路に設けてはならない		※出入口が接する道路幅員を記載する
	縦断勾配が10%を超える道路に設けてはならない		※
出入口 施行令第7条	前面道路が2以上ある場合は自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること(歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れのある場合等を除く)		
	駐車面積が6,000㎡以上の場合、出口、入口とを分離し、その間隔を10m以上とすること(中央分離帯等によって物理的に往復の方向別に分離されている場合を除く)		
	出口、入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをし、切取線の長さを1.5m以上とすること		
	出口付近の構造は、2m(二輪1.3m)後退し車路の中心線1.4mの高さにおいて道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において歩行者の存在を確認できるようにすること		※2m後退位置から左右にそれぞれ60°の線を記載する
(車路)	車路上に車の進行方向の標示や標板等の設置をする場合(特に一方通行の場合)、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号)の例に準じて設置すること		※
車路 施行令第8条	一方通行で徴収施設が設けられ、かつ、歩行者の通行の用に供しないは部分2.75m(二輪1.75m)以上		※幅員を記載する
	幅員5.5m(二輪3.5m)以上、一方通行は3.5m(二輪2.25m)以上		※幅員を記載する
	建築物	はり下の高さは、2.3m以上	※
		屈曲部(ターンテーブル除く)は、内のり半径5m(二輪3m)以上	※
		傾斜部の縦断勾配は17%を超えないこと	※
傾斜部の路面は、粗面とし、滑りにくい材料で仕上げる		※	
高さ 施行令第9条	駐車場の用に供する部分(車室)のはり下の高さは、2.1m以上		※
避難階段 施行令第10条	建築物	直接地上に通ずる出入口のある階以外の階に駐車場のある場合は、避難階段又はこれに代わる設備を設けなければならない	※
防火区画 施行令第11条		給油所その他火災の危険のある施設を附置する場合、耐火構造の壁又は特定防火装置によって区画しなければならない	※
換気装置 施行令第12条		内部の空気を床面積1㎡につき、毎時14㎡以上直接外気と交換する能力を有する装置を設けなければならない(窓その他の開口部を有する階で、その開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上のものは除く)	※換気装置の内容について記載する
照明装置 施行令第13条	建築物	車路の路面、10ルクス以上	※
		駐車部分の床面、2ルクス以上	※
警報装置 施行令第14条	建築物	自動車の出入及び道路交通の安全を確保するため警報装置を設けなければならない	※
特殊装置 施行令第15条		第7～14条の規定は、国土交通大臣がこの規定と同等以上の効力があると認めた場合は適用しない	
(広場式の照明)	施行令第13条の項は、広場式駐車場にも準用される ・車路の路面、10ルクス以上 ・駐車部分の床面、2ルクス以上		※
根拠法令	駐車料金、管理規程等		チェック
駐車料金 施行令第16条	能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額を超えないこと		
	不当な差別的取扱となる額でないこと		
	負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること		

看板	施行令第17条	利用者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない	※設置場所・内容を記載する	
	その他留意点	駐車場に駐車することのできる車両の寸法、重量等を明記する		
		機械式の場合(メリーゴーランド等)も、必要により、出入口に高さ、重量等の制限を明記する 長期滞留車の取り扱い(廃棄等)について明記する		
管理規程届	管理規程法第13条	路外駐車場の名称	を定める	
		路外駐車場管理者の氏名・住所(法人の場合:名称・所在地・代表者の住所及び氏名)		
		供用時間、駐車料金(定期貸もある場合はそちらについても記載する)		
		供用契約に関する事項		
	管理規程規則第3条	休業日、1日における供用時間の開始、終了時刻		
		駐車料金は確定額		
		駐車場の構造上駐車することができない自動車		
		駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他業務の概要		
	その他留意点	自動車の滅失又は損傷についての損害賠償事項を含むものでなければならない		
		入庫を拒否する場合について、明記しておくことが望ましい 国土交通省が策定した「駐車場管理規程例」に準ずること		
根拠法令	バリアフリー新法(特定路外駐車場)関係	チェック		
基準省令第2条	車いす用駐車スペースを1以上設けなければならない(自動二輪車用駐車場は除く)	※		
	幅は、3.5m以上とすること	※		
	車いす使用者用駐車施設の表示をすること	※		
基準省令第3条	移動等円滑化経路	長さができるだけ短くなる位置に設けること(出来るだけ出入口近く)	※	
		道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を移動等円滑化経路とすること	※	
		経路上に段を設けないこと(傾斜路を併設する場合を除く)	※	
		出入口の幅は、80cm以上とすること	※	
		通路幅は1.2m以上、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること	※	
		傾斜路の幅は、段に代わるものは1.2m以上、段に併設するものは90cm以上とすること	※	
		傾斜路の勾配は、1/12を超えないこと(高さが16cm以下のものは1/8)	※	
		傾斜路の高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る)は、高さが75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けること	※	
環境確保条例	案内	工事着手30日前までに、環境政策部環境整備課公害指導係へ別途届出が必要 ⇒届出の有無。 (月極・時間貸問わず収容台数20台以上が対象)		
		アイドリング・ストップの看板の掲出(条例で定められているアイドリング・ストップの実行を明記)		

※必要項目に応じて、平面図に(プランによっては立面図、断面図にも)記載してください。